

## キャッチホン利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、当社が別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます）のほか、この「キャッチホン利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます）を定め、本規約等により「キャッチホン」（契約約款に定める「通話中着信機能」をいい、以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成します。

### 第 1 条（規約の適用）

本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

### 第 2 条（用語の定義）

- (1) 5G/Xi 契約等：契約約款に定める 5G 契約(当社が別に定める提供条件書「料金プラン(home 5G)」に記載の home 5G プランを選択している者を除く)、Xi 契約の総称をいいます。
- (2) 5G/Xi 契約者等：契約約款に定める 5G 契約者(当社が別に定める提供条件書「料金プラン(home 5G)」に記載の home 5G プランを選択している者を除く)、Xi 契約者の総称をいいます。
- (3) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- (4) サービス契約者：5G/Xi 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- (5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト  
<[https://www.docomo.ne.jp/service/catch\\_phone/](https://www.docomo.ne.jp/service/catch_phone/)>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- (6) 対応端末：当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

### 第 3 条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
  - (1) 音声通話中に音声着信が入ったことを知らせ、対応端末の操作により通話を保留したうえでその音声着信に应答した後、保留した通話に戻る機能
  - (2) 対応端末の操作により通話を保留したうえで別の相手先へ電話をした後、保留した通話に戻る機能

2. 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容及び仕様を変更し、それらの提供を停止または中止することができるものとします。

#### 第4条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する 5G/Xi 契約者等（以下「申込者」といいます）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込みについて法定代理人（親権者または未成年後見人）の事前の同意を得たうえで利用契約の申込み及び本サービスの利用を行うものとします。ただし、音声通話を利用できない料金プランにて 5G/Xi 契約等を締結している 5G/Xi 契約者等は、利用契約の申込みを行うことができません。
2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示または提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき。
  - (2) 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意を得ている事実を当社が確認できないとき。
  - (3) 申込者が第6条（利用料金）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (4) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除または本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
  - (5) 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - (6) その他、5G/Xi 契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
4. 利用契約は、当社が第1項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

#### 第5条（暗証番号）

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が 5G/Xi 契約等に基づき発行するネットワーク暗証番号（以下「暗証番号」といいます）の入力が必要となる場合があります。
2. 当社は、本サービスの利用においてサービス契約者以外の第三者によって暗証番号が入力された場合は、当社の故意または過失による場合を除き、サービス契約者自身により入力されたものとみなします。暗証番号の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社の故意または過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 暗証番号が不正に利用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対

しその損害を賠償するものとします。

## 第6条（利用料金）

1. 本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます）は、月額 220 円（税込）とします。
2. サービス契約者は、毎月の利用料金を、契約約款に基づく 5G サービス、Xi サービスの料金（以下総称して「5G/Xi 料金等」といいます）と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、5G/Xi 料金等に係る契約約款の定めを準用するものとします。
3. 利用契約の成立日または終了日が月の途中の場合における、それぞれの月の利用料金は、日割計算によって算定された額とします。
4. サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 2 項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
5. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
6. 5G/Xi 契約等を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
7. サービス契約者が、5G/Xi 契約等について、留守番電話サービス（当社が別途定める留守番電話サービス利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします）、転送でんわサービス（当社が別途定める転送でんわサービス利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします）、メロディコール（ベーシックコース）（当社が別途定めるメロディコール利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします）及び本サービス（以下総称して「オプションパック」といいます）の提供を同時に受けるときは、ハーフ割引（提供条件書「ハーフ割引」に規定するものをいいます）の適用を受ける場合を除き、オプションパックに係る利用料金（オプションパックに含まれる各サービスの利用に係る月額料金を指すものとし、以下同じとします）の合計額から 220 円割引します。ただし、留守番電話サービス、転送でんわサービス、メロディコール（ベーシックコース）または本サービスのいずれかの廃止があったときは、オプションパックの提供を同時に受けていた日数に応じて、割引額を日割りします。
8. サービス契約者が、5G/Xi 契約等について、オプションパック及び sp モードご利用規則に規定する sp モードの提供を初めて同時に受けるときは、第 7 項の規定にかかわらず、オプションパックに係る利用料金について、当該初めて同時に提供を受けることとなった日から起算して 31 日間（オプションパック無料期間）は、その支払いを要しないものとします。ただし、留守番電話サービス、転送でんわ、メロディコール（ベーシックコース）若しくは本サービスのいずれかの廃止または SP モードの廃止がされたときは、当該廃止または申込み手続が完了した時点をもってオプションパック無料

期間が終了し、その翌日以降はオプションパックに係る利用料金が発生します。

#### 第7条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。なお、サービス契約者は、別途当社で定める「5G・Xi /請求情報等の第三者提供」に同意する必要があります。

#### 第8条（サービス契約者が行う利用契約の解約）

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続きが完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

#### 第9条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約約款に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

#### 第10条（利用契約の終了）

1. サービス契約者と当社との間の本サービスに係る 5G/Xi 契約等が終了した場合または本サービスが廃止された場合は、当該終了または廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
2. 利用契約が解約その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

#### 第11条（損害賠償の制限）

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
2. 当社の故意または重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規約において当社を免責し、または責任を制限する規定は適用しません。

#### 第12条（通知）

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
  - (1) サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - (2) サービス契約者が利用する sp モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則に基づ

くメッセージ R (リクエスト) 及び sp モードメールを指します) のメールアドレスへの通知または契約約款に定めるショートメッセージ通信モード (SMS) による通知

(3) その他当社が適当と判断する方法

2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 13 条 (残存効)

利用契約が終了した後も、第 6 条 (利用料金)、第 7 条 (個人情報)、第 11 条 (損害賠償の制限) 及び第 16 条 (契約約款の適用) の定めは、なお有効に存続するものとします。

第 14 条 (規約の変更)

当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規約の内容を変更できるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更日以降は変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 15 条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの全部または一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 16 条 (契約約款の適用)

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則

2020年3月25日 制定

2021年1月25日 改定

2021年3月26日 改定

2026年2月25日 改定

2026年4月1日 改定